

『借入に過度に依存することなく事業資金を調達したい』

売掛債権早期現金化支援

中小企業者による一括支払契約、及び売掛債権流動化の普及を促進することで、納入企業の抱える貸倒リスクを軽減すると共に、売掛債権の早期現金化による資金繰りの改善を支援します。

信用保証協会による『一括支払契約^(※)保証制度（一括決済支援型）』

(※) 支払企業が買掛債務の決済を一括して金融機関に委ねる契約であり、売掛債権を持つ納入企業にとっては、手形割引と同様、期日前に資金調達を行うことが可能となります。

対象となる方

中小企業者（個人又は法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。（通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。）ただし、売上高や買掛債務の規模が相当程度大きい必要がある等、金融機関等によって一括支払契約特有の制限があります。

支援内容

一括支払契約において、中小企業たる支払企業が保有する割引対象となる買掛債務を信用保証協会が保証します。

■保証限度額・保証形式

保証限度額：10億円

保証割合：70%以下（割合保証）

保証形式：根保証

■保証料率

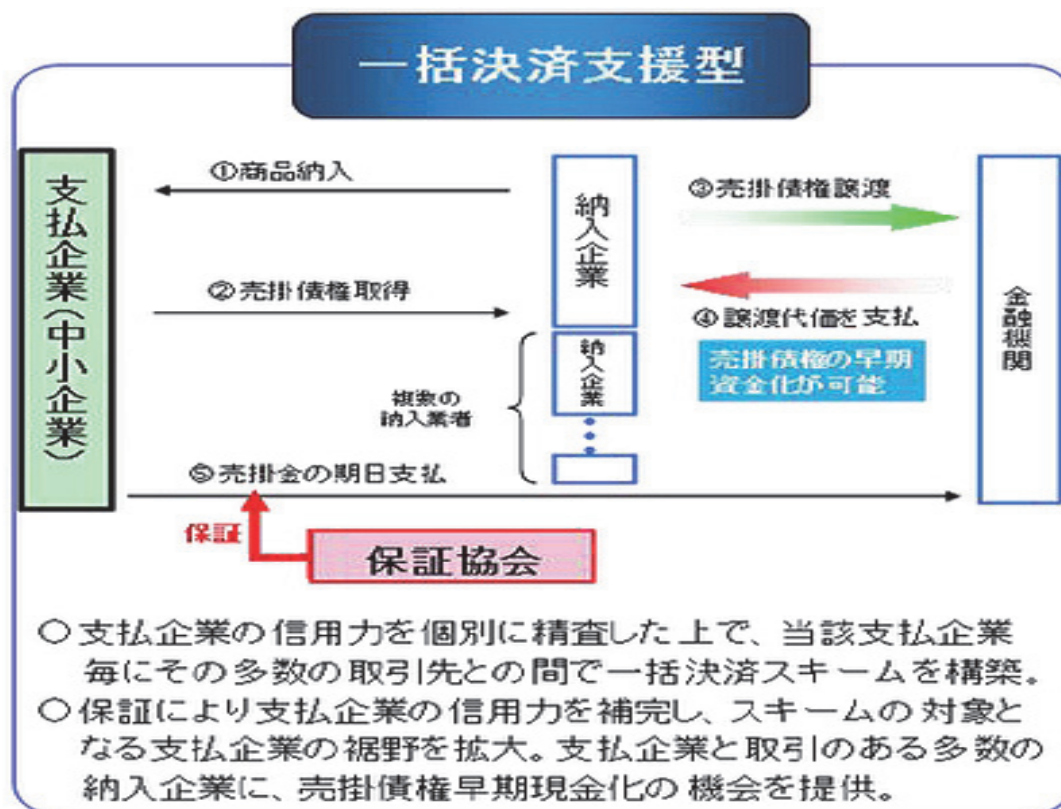
責任共有外保証料率（0.50%～2.20%）に保証割合を乗じた率となります。保証料は納入企業に割引の都度負担して頂きます。

■保証期間

1年以内（更新可能）

ご利用方法

金融機関等によって本制度固有の仕組みや手続きがございますので、まずはお取引のある金融機関等や信用保証協会にご相談ください。



お問い合わせ先

信用保証協会による一括支払契約保証制度について

（一社）全国信用保証協会連合会 TEL: 03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会

URL: <http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest/>